

第 4 編

経 営 審 査 会 関 係

第4編 目次

1	市町村特別融資制度推進会議	4-1-1
2	市町村農業金融運営協議会	4-2-1
3	農業制度資金における所管等について	4-3-1
4	審査上の留意点	4-4-1

1 市町村特別融資制度推進会議

令和7年6月版

1 特別融資制度推進会議設置要綱の制定について

13経営第2931号
平成13年9月12日

鹿児島県知事 殿

農林水産事務次官

特別融資制度推進会議設置要綱の制定について

今般、地域農業振興のための特別の融資制度であって関係機関が一括して処理することが適切と認められるものを迅速かつ的確に処理することとして、従来から市町村が事務局となって市町村段階に特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を運営するようお願いしてきたところであるが、地方分権の観点から、この事務局については推進会議の構成機関で話し合い、合意した機関に事務局を行っていただくこととした。

については、新たに別紙のとおり特別融資制度推進会議設置要綱が定められたので、御了知の上、本会議の適正かつ円滑な運営につき御配慮をお願いする。

なお、新たな推進会議の仕組みに円滑に移行できるよう貴県内の市町村に対し、推進会議の設置及び事務局の決定のための会議の招集その他の手続きについての御指導をお願いする。

また、貴県管内の市町村、農業委員会及び農業協同組合には、貴職から通知されるようお願いする。

以上、命により通知する。

特別融資制度推進会議設置要綱

平成13年9月12日	13経営第2931号	農林水産事務次官依命通知
改正平成14年7月1日	14経営第1739号	
平成16年10月1日	16経営第3086号	
平成17年4月20日	16経営第8952号	
平成19年3月30日	18経営第7834号	
平成20年4月16日	20経営第40号	
平成20年10月1日	20経営第3733号	
平成20年10月16日	20経営第4074号	
平成20年12月1日	20経営第4932号	
平成21年5月29日	21経営第993号	
平成23年4月1日	22経営第7266号	
平成24年4月6日	23経営第3564号	
平成25年4月1日	24経営第3665号	
平成25年5月16日	25経営第384号	
平成26年4月1日	25経営第3636号	
平成27年4月1日	26経営第3306号	
平成28年4月1日	27経営第3274号	
平成29年10月17日	29経営第1629号	
平成31年4月1日	30経営第3219号	
令和元年7月2日	元経営第532号	
令和2年3月30日	元経営第3032号	
令和4年3月31日	3経営第3158号	
令和4年5月27日	4経営第506号	
令和5年3月31日	4経営第3074号	
令和6年3月29日	5経営第3138号	
令和7年2月14日	6経営第2427号	
令和7年3月31日	6経営第3030号	

第1 特別融資制度推進会議の設置

地域農業振興のための特別の融資制度であって、関係機関が一括して融資・保証審査等の事務を処理することが適切と認められるもの（以下「特別融資制度」という。）を迅速かつ的確に運営するため、原則として、市町村段階に特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するようお願いします。

第2 構成

推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、都道府県（普及指導センターを含む。以下同じ。）、都道府県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）、都道府県農業信用基金協会、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）その他の特別融資制

度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成することが望ましい。

第3 運営

1 推進会議の対象となる特別融資制度は、別途通知で推進会議に諮るものとして定める融資制度のほか、必要に応じ、推進会議が指定することができるものとする。

2 推進会議の運営は、第2の構成機関における話し合いにより合意した機関が事務局となって行うものとする。

3 本制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、(1)の方法により行うものとし、(2)の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限るものとする。

(1) 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。)に委任するものとする。

(2) 推進会議は、以下の方法により審査するものとする。

ア 事務局は、原則案件ごとに融資機関への文書持回り方式により処理を行うこと。

イ 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に、原則として電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により文書を送付し、これらの構成機関は、迅速に認定に係る意見の有無を回答すること。

ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。)第3の1の(2)の指導農業士(これに類するものを含む。)等による意見書及び第3の1の(5)の都道府県による確認書又は第3の1の(5)の都道府県による意見書(以下単に「意見書」という。)の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限ること。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。

4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合をいう。

(1) 必要とする借入額が3億円(法人にあっては10億円)を超える場合(た

だし、次のいずれかに該当する場合を除く。)

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）が借り入れる場合

(2) 認定新規就農者を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合

ア 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合

イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

5 認定農業者（農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。8を除き、以下同じ。）の認定を受けた者をいう。）であることを貸付要件とする資金の貸付けにあつては、3の(1)で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関」という。）が認定等に関する事務を行う場合であつて、かつ、当該資金の貸付けが農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合には、当該受任融資機関は、認定等に関する事務を行う前に、農業経営改善計画の変更の要否について農業経営改善計画の認定を行った市町村等に確認することとし、当該市町村等は、速やかに、確認した結果を当該受任融資機関に回答する。

6 受任融資機関が認定等に関する事務を行った場合であつて、地方公共団体からの利子助成等を受ける場合又は特に営農技術指導が必要であると認めた場合には、当該融資機関は、事務局に対し、適時に、認定等に関する事務を行った借入希望者の氏名、住所等（既に報告した事項を除く。）を原則として電磁的記録により報告する。

7 6の報告を受けた事務局は、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を原則として電磁的記録により通知するものとする。

(1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（事務局及び受任融資機関から助成地方公共団体に既に報告されたものを除く。）

(2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等（事務局及び受任融資機関からその他の機関に既に報告されたものを除く。）

8 広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農

林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。以下同じ。)が行われた場合は、広域認定に係る関係市町村(農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第6の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)のうち、(1)に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

ただし、推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの使途に、広域認定に係る関係市町村を所在地とする農用地又は農業生産施設の取得等を含む場合にあっては、(2)に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

- (1) 借入希望者が主たる農業経営を行っている市町村
 - (2) 推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの使途に農用地又は農業生産施設の取得等が含まれる対象事業地がある市町村(当該対象事業地が複数市町村にある場合は、主たる対象事業地がある市町村)
- 9 融資機関等は、推進会議での認定に際し、農業経営改善計画及び青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。)の認定申請及び担保・保証人の設定確保等債権保全面も含めた審査を同時併行的に実施し、迅速化と簡素化に十分留意することが望ましい。
- 10 推進会議の各構成機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、借入希望者が情報の提供先として望まない構成機関又は提供されることを望まない情報の種類がある場合は、借入希望者が望まない提供先への情報の提供や提供を望まない情報の種類を提供することがないように留意する。)

第4 その他

第3の2により推進会議の運営の事務局となった機関においては、別紙要領例に準じて「推進会議設置要領」を定めるようお願いする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 特別融資制度推進会議設置要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱に基づいて設置された特別融資制度推進会議(旧要綱第5の2の規定により旧要綱第4に基づいて設置された特別融資制度推進会議とみなされたものを含む。)は、この要綱により設置された推進会議とみなす。

附 則(平成23年4月1日22経営第7266号)
この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日23経営第3564号）
この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3665号）
この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日25経営第384号）
この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年4月1日25経営第3636号）
この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日25経営第3306号）
この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3274号）
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月17日29経営第1629号）
この通知は、平成29年10月17日から施行する。

附 則（平成31年4月1日付け30経営第3219号）
この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日付け元経営第532号）
この通知は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和2年3月30日付け元経営第3032号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日付け3経営第3158号）
この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月27日付け4経営第506号）
この通知は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日付け4経営第3074号）
この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付け5経営第3138号）
この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月14日付け6経営第2427号）

この通知は、令和7年2月14日から施行する。

附 則（令和7年3月31日付け6経営第3030号）
この通知は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙)

—要領例—

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第1 目的

この要領は、〇〇市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする資金)

- ①農業経営基盤強化資金
- ②農業経営改善促進資金
- ③経営体育成強化資金
- ④青年等就農資金
- ⑤スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）

・
・
・

第2 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

- (1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関すること。
- (2) 貸付対象者に対する指導・助言等に関すること。
- (3) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

(行政機関等)

- ①〇〇市
 - ②〇〇県(普及指導センターを含む。)
 - ③〇〇市農業委員会
 - ④〇〇県農業経営・就農支援センター
- (融資機関・保証機関)
- ⑤〇〇市農業協同組合
 - ⑥〇〇県信用農業協同組合連合会
 - ⑦農林中央金庫〇〇支店
 - ⑧株式会社日本政策金融公庫
 - ⑨〇〇銀行
 - ⑩〇〇信用金庫
 - ⑪〇〇信用協同組合
 - ⑫〇〇県農業信用基金協会

(その他)

- ⑬税理士その他推進会議が必要と認めるもの

第4 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は〇〇をもってこれに充てる。
- (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局は〇〇が担当する。
- (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。)に委任することとする。

イ 次に掲げる方法

- (ア) 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。
- (イ) 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ、迅速に、原則として電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により文書を送付し、これらの構成機関は、3営業日以内に、認定に係る意見の有無を回答する。
- (ウ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。)第3の1の(2)の指導農業士(これに類するものを含む。)等による意見書及び第3の1の(5)の都道府県による確認書又は第3の1の(5)の都道府県による意見書(以下単に「意見書」という。)の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

- (6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。
 - ア 必要とする借入額が3億円(法人にあっては10億円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - (ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
 - (イ) 設置要綱第3の4の(1)のイに規定する場合
 - イ 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けにあっては、次に掲げる場合

- (ア) 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合
- (イ) 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合
- (7) 認定農業者（農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。（10）を除き、以下同じ。）の認定を受けた者をいう。）であることを貸付要件とする資金の貸付けにあつては、（5）のアで委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関」という。）が認定等に関する事務を行う場合であつて、かつ、当該資金の貸付けが農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合には、当該受任融資機関は、認定等に関する事務を行う前に、農業経営改善計画の変更の要否について農業経営改善計画の認定を行った市町村等に確認することとし、当該市町村等は、速やかに、確認した結果を当該受任融資機関に回答する。
- なお、「農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合」とは、次のアからオまでに掲げる場合をいう。
- ア 申請者名（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名）に変更がある場合
- イ 融資対象事業に係る営農類型（目標）にチェックがない場合
- ウ 認定を受けた市町村等での事業を止める場合
- エ 農業経営改善計画の目標年度における経営改善資金計画の所得が農業経営改善計画の目標所得よりも低い場合
- オ その他経営改善資金計画に記載の事業が農業経営の改善に関する目標の達成に必要な措置と判断できない場合など融資機関が必要と認めた場合
- (8) 受任融資機関が認定等に関する事務を行った場合であつて、地方公共団体からの利子助成等を受ける場合又は特に営農技術指導が必要であると認めた場合には、事務局に対し、適時に、認定等に関する事務を行った借入希望者の氏名、住所その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（既に報告した事項を除く。）を原則として電磁的記録により報告する。
- (9) (8)の報告を受けた事務局は次により、3営業日以内に、原則として電磁的記録により通知するものとする。
- ア 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（事務局及び受任融資機関から助成地方公共団体に既に報告されたものを除く。）
- イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項（事務局及び受任融資機関からその他の機関に既に報告されたものを除く。）
- (10) ○○市以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の8の方針を基に、関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第6の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

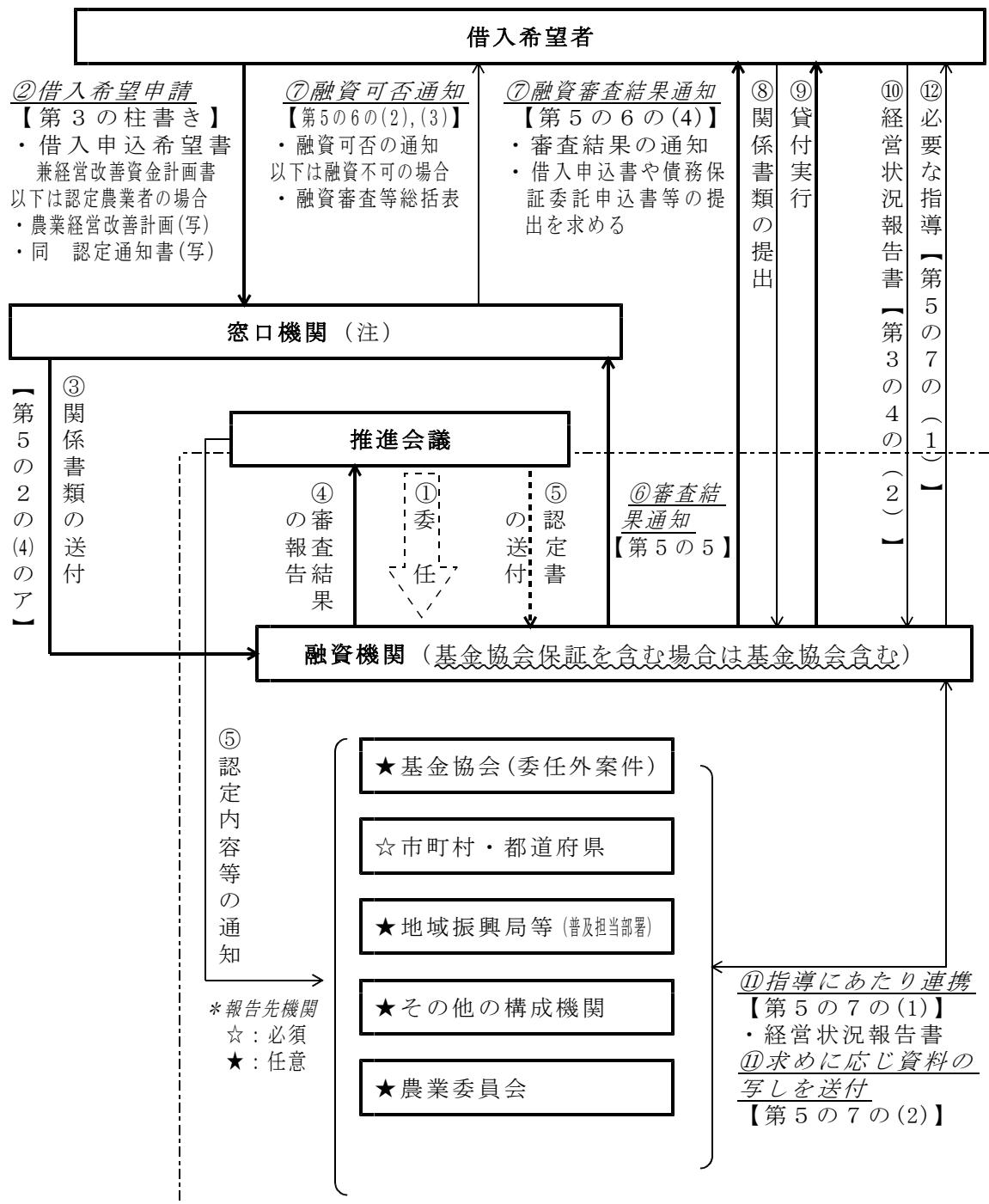
第5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途推進会議が定めるものとする。
- (2) 推進会議の各構成機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、借入希望者が情報の提供先として望まない構成機関又は提供されることを望まない情報の種類がある場合は、借入希望者が望まない提供先への情報の提供や提供を望まない情報の種類を提供することがないように留意する。)

2 参考資料（審査手続の主な流れ）

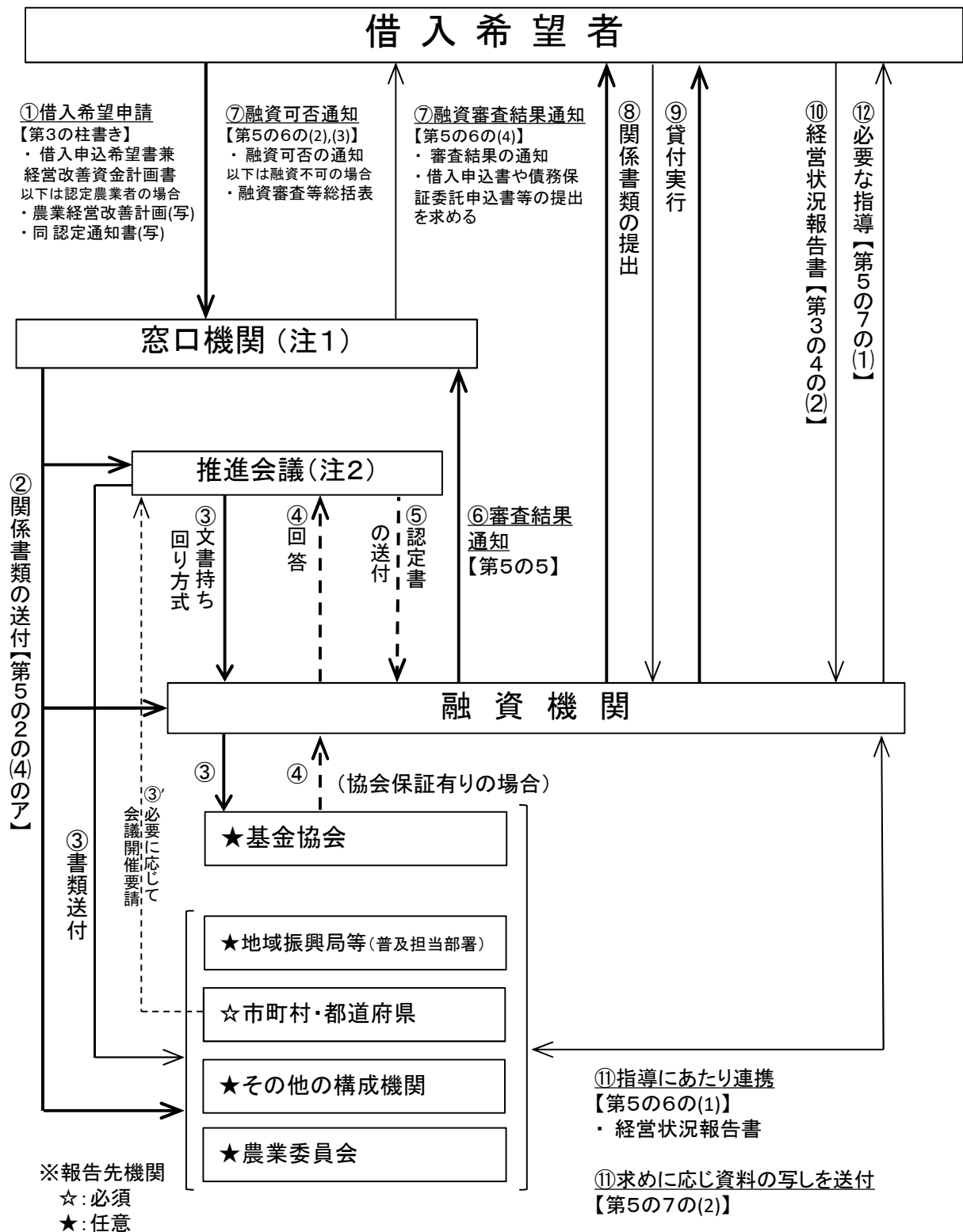
【 】内は農業経営改善関係資金基本要綱での参照条項である（2-2-14ページ参照）

(1) 融資機関に委任された案件の場合



(注) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者以外でも基本要綱第5の2の(5)のア～ウに該当する場合は、基本要綱第5の2の(4)の手続きにより経営改善資金計画の認定を受けることとする。資金が特定され融資機関が直接手続きを行う場合は、当該融資機関が窓口機関に代わって手続きを行う。

(2) 慎重な審議を必要とする案件等の場合(委任しない場合)



(注1) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者以外でも基本要綱第5の2の(5)のア～ウに該当する場合は、基本要綱第5の2の(4)の手続きにより経営改善資金計画の認定を受けることとする。資金が特定され融資機関が直接手続きを行う場合は、当該融資機関が窓口機関に代わって手続きを行う。

(注2) ③'で利子助成機関から要請があった場合等は、会議方式による審査を行う。

3 特別融資制度推進会議の運営について

農 経 第 1 4 1 号

平成19年 6月 8日

各市町村長 殿

鹿児島県農政部長

特別融資制度推進会議の運営について（通知）

特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）については、担い手の円滑な資金調達を図る観点から、一層の手続きの簡素化・運営の迅速化を図るため、先般、「特別融資制度推進会議設置要綱」（平成13年9月12日13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）（以下「要綱」という。）の一部改正が行われたところです。

また、今年度から、クイック融資制度の導入や、無利子化措置の実施など、農業制度資金に関する改正が行われております。

つきましては、貴市（町村）推進会議においても、下記に留意の上、推進会議設置要綱等の改正を行い、推進会議の運営が円滑に行われるよう特段の御配慮をお願いします。

記

1 要綱第3の3「慎重な審議が必要な場合」について

標記については、必ずしも要綱別紙要領例第4の（5）イの金額による必要はないが、クイック融資の利用を妨げないよう500万円を超えるものとする。

2 負債整理資金について

「農業負債整理関係資金基本要綱」（平成13年5月1日13経営第356号）第3の2（2）により、推進会議を活用する場合には、金額の多寡に関わらず、委任によらないことが適当であること。

3 委任方法について

委任は、要綱別紙要領例第3のとおり、推進会議設置要綱等に必要となる融資機関名を列挙し、第4（5）のとおり規定することで足りること。

4 融資機関との連携等について

推進会議事務局は、委任を行った融資機関と連携し、制度が円滑に運営されるよう努めること。

特に、銀行等が、法令による許認可等を要する案件について審査する場合は、関係機関と十分連携をとるよう、指導すること。

4 特別融資制度推進会議設置要項の一部改正に係る運用について

特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正（令和7年2月14日付け） に係る運用について

令和7年4月1日

経営局金融調整課経営・災害金融グループ

問1 特別融資制度推進会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3の5において、農業経営改善計画の変更の要否について農業経営改善計画の認定を行った市町村等に確認する事務が追加されましたが、令和2年4月に示されている「特別融資制度推進会議に関する一問一答」の問6の考え方に変更はありますか。

答 基本的な考え方は、今回の設置要綱の一部改正を経ても変わりません。

一方で、融資機関から、『融資により農業機械等を導入することが「認定済みの農業経営改善計画の方向性や目標と整合的なものであり、同認定計画を達成するために必要な行為であること」かどうか（換言すれば、制度資金を活用して実施する事業と認定済みの農業経営改善計画の方向性や目標との整合が取れないなど、現在認定を受けている経営改善計画の内容を変更すべき場合かどうか）について、同認定計画の認定権者（市町村等）の確認を取るべき場合がどのような場合なのか判断に迷うことがある』との御意見をいただいたことから、今回の設置要綱の一部改正において、当該場合を例示することとしました。

【参考】特別融資制度推進会議に関する一問一答（令和2年4月）（抄）

問6：農業経営改善計画の計画期間中に、当初見込んでいなかった新たな事業に関する融資の希望があった場合、農業経営改善計画の変更手続や推進会議としての経営改善資金計画の判断はどうすれば良いでしょうか。（広域認定の場合も含む）

（答）農業経営改善計画の達成のために必要な融資を行うスーパーL資金などに関する融資上の計画変更等に関する考え方は以下のとおり。

農業経営改善計画の達成のために必要な融資を行うスーパーL資金などを活用する場合、農業経営改善計画に対象作物や農畜産物の加工・販売等の関連事業の規模拡大、取得する予定の農用地・農業生産施設など、融資を行う目的となる取組方針等が記載されていることが基本です。

他方、農業経営改善計画は、5年を1期とする計画であり、かつ、農業経営を監督する性質のものではないことから、農用地・農業生産施設の取得予定等について、計画作成時点から変更があったからといって、計画そのものを逐次変更する必要はないものと考えています。

認定済みの農業経営改善計画の方向性や目標と整合的なものであり、同認定計画を達成するために必要な行為であることが、同認定計画の認定権者（市町村等）より確認が取れた場合は、融資のためだけの計画変更（広域認定となる場合も含む）は必須ではありません。

問2 融資対象事業が認定済みの農業経営改善計画の方向性や目標と整合的なものであるが、融資とは関係のない箇所について変更が必要と判断された場合、融資前に変更認定を確認する必要がありますか。

答 基本的には、変更認定を確認した上で融資することが望ましいものと考えます。一方で、事業実施に支障が生じるケース等も想定されることから、融資対象事業が認定済みの農業経営改善計画の方向性や目標と整合的なものであって、認定市町村等に提出済みの変更申請書においてもその旨を確認できる場合には、融資前に変更認定を確認する必要はないものと考えます。

問3 設置要綱第3の6において、手続きの簡素化・迅速化のため、報告を必要とする場合を限ることとされていますが、融資機関が報告要否を判断するのですか。

答 融資機関が報告要否を判断するのではなく、認定等の事務を委任する各地域の特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）が判断することとなります。

手続きの簡素化・迅速化を目的として報告を必要とする場合を限ることとした趣旨を踏まえ、「地方公共団体の利子助成等を受ける場合又は特に営農技術指導が必要であると認めた場合」以外に報告を必要とする場合は、個人情報の取扱いに留意しつつ、推進会議における具体的な業務に必要な場合に限定した上で、各地域の推進会議がそれぞれの設置要領で定めてください。

問4 「特に営農技術指導が必要な場合」は、どのように判断すればよいですか。

答 農業経営改善関係資金基本要綱第3の2において、融資機関は、融資審査の判断に際して、必要がある場合には、関係機関の意見を聴くこととされており、この際に「特に営農技術指導が必要」との意見が出された場合であって、普及指導センター等の推進会議の構成機関が営農技術指導を行う場合が想定されます。

なお、認定新規就農者については、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第7の5に規定するとおり、認定新規就農者自身が毎年市町村に青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について報告することとされており、フォローアップ体制が整っていることから、設置要領において対象とする必要は、基本的にはないものと考えます。

問5 農業経営改善計画の認定を受けた者に対して農業経営基盤強化資金、農業近代化資金、農林漁業経営資本強化資金等の制度資金の貸付けを行った場合、認定した市町村等に対して貸付けを行った旨の報告は必要ですか。

答 設置要綱においては不要との考えです。農業経営改善関係資金基本要綱第5の7に規定するとおり、融資機関は、借入者から提出される経営状況の報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、個人情報の取扱いに留意しつつ、関係機関と連携をとって適切な指導を行ってください。

5 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者に関するQ & A

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者に関するQ & A

〈農業近代化資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金及び農業経営負軽減支援資金〉

令和7年4月
農林水産省経営局金融調整課
経営・災害金融グループ

(問1) 「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者」は、どのような趣旨で貸付対象とされたのですか。

(答)

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきてところですが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題となっています。

このため、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の改正法が令和4年5月に成立しました。

こうした動きを踏まえ、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等を支援するため、農地利用効率化等支援交付金（※）が措置されたことに伴って、融資においても一体的に支援する必要があることから、制度資金（農業近代化資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金及び農業経営負軽減支援資金）の貸付対象者として追加することとしたものです。

(※) 目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入等を支援する交付金。

(問2) 「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者」とは、どのような者ですか。

(答)

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（「目標地図」をいう。）などを明確化し、公表したもののうち、目標地図に位置付けられた者を指します。

(問 3) 融資機関は、「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者」をどのように確認するのですか。

(答)

融資機関は、借入希望者から市町村が発行した「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者に関する証明書」（別添参考様式参照）の提出を受けることにより、確認してください。

(問 4) 「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者」は、どのようなメリットがあるのですか。

(答)

制度資金の貸付対象者である認定農業者や主業農業者（※）等の要件を満たさなくても、市町村から「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者に関する証明書」の発行を受ければ、貸付対象者となることが可能です。

また、農業近代化資金及び経営体育成強化資金（経営改善）については、資金使途として設備資金に加え、長期運転資金も利用することができます。

※【主業農業者（経営体育成強化資金及び農業近代化資金における要件）】

- 1 農業所得が総所得の過半又は農業粗収益 200 万円以上
（法人の場合は、農業に係る売上高が総売上高の過半又は農業に係る売上高が 1,000 万円以上）
- 2 青壮年の家族農業従事者がいること
（法人の場合は、常時従事者である構成員がいること）
- 3 個人農業者（60 歳以上）の場合、後継者がいること
- 4 簿記記帳を行っていること

【参考様式（2025年4月版）】

地域計画のうち目標地区に位置付けられた者に関する証明書

（農業近代化資金・経営体育成強化資金・農林漁業セーフティネット資金・
農業経営負担軽減支援資金関係）

年 月 日

〇〇市町村長 殿
（又は 〇〇市長村 御中）

申請者 住 所
氏 名
（申請者は、借入申込を行う方と同じ名義
になります。押印は省略可。）

私が、地域計画のうち目標地区に位置付けられた者であることを証明願います。

年 月 日

上記の申請者が、現在、地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち同条第3項の地区に位置付けられた者）であることを証明します。

市町村名
役 職 名
氏 名

※「地域計画」の策定に関与しているしかるべき者
（役職等の指定はなし。押印は省略可。）

※注1： 申請者は、借入申込みを行う方と同じ名義にしてください。また、申請者が複数名の場合、本証明書は、申請者の全員が要件に該当することを証明するものとなります。

※注2： 「地域計画のうち目標地区に位置付けられた者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の話し合いを踏まえて策定する、地域の将来（概ね10年後）の農地利用の姿を明確化した計画（目標とする農地利用の姿を示した地区（目標地区）を含む。）のうち目標地区に位置付けられた者を指します。

余 白

2 市町村農業金融運営協議会

令和7年6月版

農 経 第 6 7 2 号
昭和52年9月16日

各市町村長
各市町村農業委員会会長
各農業協同組合長
各農業改良普及所長

} 殿

鹿児島県農政部長

市町村農業金融運営協議会の運営について

このことについては、かねてから市町村及び各機関の御協力により、農業制度金融の適正で円滑な運用を図るという所期の目的が推進されつつあり、感謝にたえないところです。

今日、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金等の制度資金は、農政の強力な展開に対応して年々充実、拡大され、これに伴って制度の内容はますます複雑、多様化しつつあります。

また、農家等における営農装備の近代化や経営規模の拡大等に伴う資金需要も増大の傾向にあり、各種制度資金の中から個々の経営実態に即した適切な融資を行うとともに、経営改善計画達成のための営農指導等を強化することの必要性が強くなっています。

このような見地から、市町村段階における制度資金の貸付対象者の審査、指導体制をより充実、強化するとともに、関係機関相互の緊密な連携のもとに、その機能が十分発揮されるよう、このたび市町村農業金融運営協議会規程（準則）を改正し、別紙1のとおり定めたので、下記事項をご了知の上、今後の金融運営協議会の運営が一層円滑に行われるよう特段のご配慮をお願いします。

なお、「市町村農業金融運営協議会の運営要領について」（昭和43年7月9日付け、農経第887号）は廃止します。

おって、市町村で農業金融運営協議会に関する規程を定めた時は、その写しを農業経済課あて送付してください。

記

1 市町村農業金融運営協議会規程（準則）のおもな改正点は次のとおりである。

(1) 貸付対象者の選定等について審査、協議を行うに際して、資金借入申込農家等の事業内容、経営状況、改善計画の内容等を関係機関が了知のうえ十分検討し、その結果、貸付必要度の判定、最も適した資金の選別等が行えるよう、会議資料（審査表）を作成することとし、その様式例を定めた。

(2) 行政庁は融資機関が貸付適格認定、利子補給承認又は貸付決定等を行う場合に協議会における審査、検討の結果を十分参しゃくできるよう、審査表の写しを借入申請関係書類に添付することとした。

2 協議会の運営に関する留意事項を別紙2のとおり定め参考に供することとした。

(別紙1)

市町村農業金融運営協議会規程（準則）

(目的)

第1条 ○○市（町村）における農業金融の適正かつ円滑な運営を図るため、「○○市（町村）農業金融運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる機関の関係者をもって組織する。

- (1) 市（町村）
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業委員会
- (4) 農業改良普及所
- (5) ○○○○○
- (6) その他会長が認める者

2 前項に掲げる者のほか、必要な場合は、関係者を協議会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(会長等)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、○○○○○をもってこれにあてる。
- 3 会長は、協議会の運営を総括し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、○○がその職務を代理する。

(協議事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について協議し及び審査等を行う。

- (1) 制度資金（農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、農業振興資金等をいう。以下同じ。）の需用把握に関する事項
- (2) 制度資金の貸付対象者の選定（資金の選別を含む。）
- (3) 貸付に伴う営農改善資金等に関する事項
- (4) 融資に伴う経営及び技術指導ならびに資金効果に関する事項
- (5) その他制度資金の円滑な融通に関する必要な事項

(会議)

第5条 協議会は会長が必要と認めたととき招集する。

- 2 協議会はそれぞれの関係から最低1人が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は原則として出席者全員の賛成によって決める。
- 4 会議の議事については、議事録を作成する。

(事務処理)

第6条 関係機関は、農業者等から資金借入の申込を受けたときは、農業制度資金貸付対象者選定審査表（別記様式、以下「審査表」という。）を作成し、会長に送付する。

- 2 貸付対象者の選定等について審査を行う場合は、審査表により行う。
- 3 会長は、協議会に置いて貸付対象者の選定等が行われたときは、その結果（貸付の適否、条件、意見等）を審査表に記入することにより、議事録にかえることができる。
- 4 関係機関は、制度資金の貸付認定等について申請する場合等にあつては、関係書類に審査表の写しを添えて提出する。

(経費)

第7条 協議会の運営について必要な経費の負担は関係機関が協議して定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は〇〇市(町村) 〇〇課でこれを行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和 年 月 日から施行する。

(別紙2)

協議会の運営に関する留意事項

1 会議の運営について

会議の運営に当たっては各機関の意見が十分尊重されるよう金融事務担当者及び営農指導担当者を参加させるものとする。

2 協議事項について

次に掲げる事項については、それぞれに示した留意点を配慮のうえ、協議するものとする。

(1) 地域における資金需要の把握

ア 資金需要が県、市町村、農協等の策定する農業振興の方向に即したものであるか

イ 投資効果が十分期待できるものであるか。

ウ 市町村の利子補給、損失補償等の予算措置が可能であるか。

エ 農業協同組合等融資機関の資金供給が可能であるか。

オ 資金貸付後の営農指導等が適切に実施できるか。

カ 生産物の販売、資材の購入等の利用方法が有利に行えるか。

キ 関係機関の事務処理体制は整備されているか。

ク 農業者等の受入体制は整備されているか。

(2) 資金の貸付対象農業者等の選定（資金の選別を含む）

ア 営農計画及び資金使途が地域の農業振興方策及び営農指標等に即しているか。

イ 営農計画の達成、資金効果等が確実であると見込まれるか。

ウ 償還能力は確実であると見込まれるか。

エ 高年齢の者については後継者があるか。

オ 現在の農協利用状況及び今後の利用の可能性等はどうか。

（農業協同組合以外の融資機関から貸付を受ける場合を除く。）

カ 関係機関の指導等を受け入れる体制が整備されているか。

キ 借入を希望する資金がその農業者等の経営実態、改善計画、資金使途に即したものであるか。

ク その他各資金の取扱基準を定める条件に適合しているか。

3 借入農業者等の経営改善計画の達成を図るための指導について

(1) 協議会は構成員の中から指導班を設け年間指導計画及び指導分担等を定めるものとする。

(2) 指導班は経営改善計画の達成が図られるよう農業者の実情に応じた技術的、経営的指導を効果的に行うものとする。

(3) 指導班は定例会を開催し、経営改善計画達成上の問題点を検討し、必要ある場合には県等に連絡するものとする。

(4) 指導班は借入農業者の経営改善の実施状況を明かにするため、借入農業者に対して簿記の記帳を推奨するものとする。

4 事務処理について

(1) 関係機関は、それぞれにおいて、資金貸付事務を処理するに当たっては迅速、適正に処理し、適期に貸付が実行できるよう配慮するものとする。

- (2) 関係機関は、農業者等から資金借入の申込を受けたときは、農業制度資金貸付対象者選定審査表を作成し、協議会事務局に送付するものとする。
- (3) 協議会事務局は(2)の農業制度資金貸付対象者選定審査表をとりまとめのうえ、次の会議に提出するものとする。
- (4) 協議会事務局は、会議において貸付対象者の選定（資金の選別を含む）がなされたときは、その結果を農業制度資金貸付対象者選定審査表の写しを添えて関係機関に通知し、関係機関は、当該審査表の写しを借入申請関係書類に添付して貸付適格認定、利子補給承認又は貸付決定等の事務を処理するものとする。

5 関係機関の協力について

関係機関は、協議会において決定された事項について遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、資金が制度の趣旨に即して、円滑かつ効率的に融通されるよう改善計画の作成に当たっての助言指導、資金貸付後における営農指導等について緊密な協調のもとに最善の努力を払うものとする。

農業制度資金貸付対象者選定審査表

(開催日: 年 月 日)

整理番号							
区分							
氏名 (年齢)							
借入希望資金名							
借入申込額 (千円)							
借入理由							
今後の営農方針							
(具体的に 事業内容に)	施設等名						
	数量 (規模)						
	事業費						
家族数 (稼働人員, 延べ日数)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	
経営規模	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
	主な作目 (a)						
	施設家畜等 (m ² 頭羽数)						
収支計画	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
	農業収入						
	農業支出						
	農業所得						
	農外所得						
償還計画	償還期間	年	償還可能額	年	償還可能額	年	
	償還年限						
既借入金等の種類, 金額及び償還計画							
審査ポイント	市町村農業振興方策への適否						
	投資, 効果営農計画の適否						
	営農指標等に即しているか						
	借入希望金額は適切か						
	資金貸付後営農指導等の実施の可否						
	法令に基づく許可届出等の状況						
	担保, 保証人, 債務保証等						
貸付必要度判定							
融資資金名							
融資機関							
特記事項・意見							

上記のと通りの審査結果であった。

金融運営協議会長

3 農業制度資金における所管等（住所地と事業地との関係）について

令和7年6月版

資 金 名	所 管 等（住所地と事業地との関係）
農業改良資金	<p>所管は，原則として住所地としているが，事業実施の状況や営農指導の体制等を考慮して判断することとなる。事前に公庫等との調整が必要である。</p>
<p>スーパーL資金 スーパーS資金</p>	<p>経営改善資金計画の審査については，農業経営改善計画の認定を受けた市町村の特別融資制度推進会議で審査を受けることとなる（事業地）。</p>
農業近代化資金	<p>1 認定農業者及び認定新規就農者については，それぞれ農業経営改善計画もしくは青年等就農計画の認定を受けた市町村の特別融資制度推進会議で審査を受けることとなる（事業地）。</p> <p>2 認定農業者及び認定新規就農者以外については，居住地あるいは事業地のどちらかで審査を受けてもよい。（この場合，市町村の利子補給や金融運営協議会について，関係市町村との調整が必要となる。）</p>
農業経営負担軽減支援資金	<p>融資機関については，住所地，事業地の制限はないが，市町村，県地域振興局等普及担当部署，関係融資機関等の協力を得て，経営改善計画に沿った適時・的確な営農指導ができる体制が必要である。</p>

※ 広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき，都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定）が行われた場合は，広域認定に係る関係市町村のうち，借入希望者が主たる農業経営を行っている市町村に設置された推進会議において，対象とする資金の貸付の認定等を諮ることが望ましい。

※ 個別・具体の取扱いにおいて，不明な点については農業経済課金融係にご連絡ください。

余 白

4 審査上の留意点

令和7年6月版

1 要件審査

(1) 貸付対象者

- ア 年齢要件，経営規模等の要件を満たしているか。
- イ 法人の場合，貸付対象となっているか。

(2) 資金使途

資金の使途は適当か。

(3) 融資額及び融資率

- ア 特認（特定）
特認（特定）の適用により一般の貸付限度額以上の借入を行う場合，特認（特定）要件を満たしているか。
- イ 残高通算
貸付限度額の算定に当たって，既往貸付金と残高通算する資金は残高を確認すること。

(4) 償還期間及び償還額

所定の償還期間及び据置期間の範囲内であるか。

(5) 融資関連手続き

環境保全意見書の交付，生産調整手続き，農地転用許可等法令上の許認可手続きは経ているか。

(6) 補助残融資

- ア 国の補助残融資が認められない資金（農業改良資金）がある。
- イ 事業のうち補助事業対象部分とそれ以外の部分を区分した上で貸付限度額及び融資率を算定すること。
貸付限度額及び融資率の算定基礎となる金額
＝（補助事業対象部分の事業費－補助金額）＋補助事業対象外の事業費
＝総事業費－補助金額

(7) 法人の借入における意思決定

法人（任意団体を含む）が借入者である場合，総会，理事会等意思決定機関の承認を得ているか。

2 計画の妥当性（例）

	審査項目	審査内容
事業計画	1 過剰投資ではないか。	① 見積書、設計書で確認する。 ② 中古機械の更新の場合、下取りと称して実質は値引きを行っているときは、値引き金額を差し引いた事業費となっているか。 ③ 後年度にも投資を計画している場合、これも含めた計画としているか（資金計画に影響）。
	2 金額は適当か。	
	3 後年度の投資計画	
資金計画	1 自己資金	① 自己資金は準備されているか。 ② 自己資金を一般資金で別途借り入れる場合、資金繰りは問題はないか。安易に営農口座を利用していないか。 ③ 償還計画 ① 償還期間は適当か。 ・融資対象物の耐用年数を勘案しているか。 ・償還可能な最短年数か。 ② 据置期間は適当か。（安易に据え置いているか。） ・投資効果が翌年度からすぐに生じない場合（永年性作物の新植等の場合）、公害防止施設等所得の増加が図られない投資である場合等、据置期間を設定する合理的な理由があるか。 ④ 経済余剰の確保 十分な経済余剰が確保できる償還計画であるか。 ⑤ 資金の選択 他の資金の方がより適切ではないか。
	2 償還計画	
	3 経済余剰の確保	
	4 資金の選択	
経営計画	1 経営資源の整合性	① 経営面積、労働力、農業用機械の能力、畜舎等施設の収容規模等から判断して無理のない投資計画か。 ② 関連投資の必要はないか。 ③ 所得率の採用 ① 農業所得を算定するに当たって、所得率を用いている場合、実績等に基づいた妥当な数値か。 ② 年度ごとに経費及び収入が変動する場合（果樹の新植等）の農業所得は、所得率を用いずに収入及び支出をそれぞれ積み上げて算定する必要はないか。 ④ 粗収入 (ア)単収及び単価 (イ)作付け面積等経営規模の変動 (ウ)副産物収入 ① 本人の実績、市況等を勘案した実現可能な数値か。 ② 単に地域平均値等の指標を用いていないか。 ③ ローテーションの関係による出荷頭羽数や、連作障害防止のための作付面積の減少などを考慮しているか。 ④ 酪農部分のヌレ子、採卵鶏部門の廃鶏等副産物収入が見込まれる場合、その数量、価格は妥当か。 ⑤ 農業経営費 (ア)経費増加分の計上 (イ)更新投資等の計上 (ウ)生産指標、技術指標 ① 規模拡大に伴う経営費の増加を適切に見込んでいるか。 ② 耐用年数経過後の機械の更新などに要する費用を計上しているか。 ③ 年回転数、販売頭羽数、常時飼養頭羽数、平均飼育日数等項目間の整合性がとれているか。 ④ 各種指標が目標と実績で異なる場合、その実現は技術的に可能か。
	2 所得率の採用	
	3 粗収入 (ア)単収及び単価 (イ)作付け面積等経営規模の変動 (ウ)副産物収入	
	4 農業経営費 (ア)経費増加分の計上 (イ)更新投資等の計上 (ウ)生産指標、技術指標	
その他	1 農外収入	規模拡大に伴い農業従事日数が増加した場合、農外収入は減少しないのか。 ① 必要十分な額を計上しているか（単に食費のみを計上していないか）。 ② 将来の家族構成の変化、子供の進学等を見込んでいるか。
	2 家計費	

3 償還期間及び償還額の算定方法

(1) 償還期間

(例) 令和7年7月1日借入（貸付実行）

7年償還（うち2年据置），年賦償還

約定償還日 毎年12月20日 の場合，

① 償還第1回目：令和9年12月20日（令和7年12月20日，令和8年12月20日は据置期間）

② 償還最終回：令和13年12月20日……償還回数5回

(2) 償還金額

制度資金の償還方法には，元金均等償還と元利均等償還がある。

元金均等償還とは毎回の償還のうち元金が均等である償還方法であるのに対して，元利均等償還とは元金と利息を合わせた償還額が毎回同額である償還方法である。

元金均等償還は元利均等償還と比較して，元金を早く返済するため，元利をあわせた総支払額が低くなる一方，償還初期の負担が重くなる。元利均等償還は1回あたりの支払額が一定のため，支払額を把握しやすい。

(例) 100万円を5年の年賦で償還する場合（金利は年利5%とする）

	元 金 均 等 償 還				元 利 均 等 償 還			
	償 還 前 元 金	償 還 額			償 還 前 元 金	償 還 額		
		元 金 償還額	利 息	計		元 金 償還額	利 息	計
1年目	1,000,000	200,000	50,000	250,000	1,000,000	180,974	50,000	230,974
2年目	800,000	200,000	40,000	240,000	819,026	190,023	40,951	230,974
3年目	600,000	200,000	30,000	230,000	629,003	199,524	31,450	230,974
4年目	400,000	200,000	20,000	220,000	429,479	209,501	21,473	230,974
5年目	200,000	200,000	10,000	210,000	219,978	219,978	10,996	230,974
計				1,150,000				1,154,870

余 白